

事 務 連 絡  
平成22年9月10日

社団法人 全日本病院協会 御中

厚生労働省保険局医療課

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定  
保険医療材料（使用歯科材料）の算定について」の一部改正について

標記について、別添のとおり地方厚生（支）局医療課長、都道府県民生主管部（局）国民健康保険主管課（部）長及び都道府県後期高齢者医療主管部（局）後期高齢者医療主管課（部）長あて通知したのでお知らせします。

保医発0910第1号  
平成22年9月10日

地方厚生(支)局医療課長  
都道府県民生主管部(局)  
国民健康保険主管課(部)長  
都道府県後期高齢者医療主管部(局)  
後期高齢者医療主管課(部)長

殿

厚生労働省保険局歯科医療管理官



「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定  
保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」の一部改正について

今般、「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部を改正する件」(平成22年厚生労働省告示第342号)が公布され、歯科用貴金属材料の材料価格改定が行われたところである。これに伴い「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)」(平成20年厚生労働省告示第61号)のVIに規定する特定保険医療材料の算定について、関連する通知を下記のとおり改正するので、その取扱いに遺漏のないよう、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底を図らねたい。

なお、本通知は平成22年10月1日から適用する。

記

「特定保険医療材料及びその材料価格(材料価格基準)の一部改正に伴う特定保険医療材料(使用歯科材料)の算定について」(平成22年3月5日保医発0305第6号)の別紙1を次のように改正する。

(別紙1)

材料料

M002 支台築造 (1 歯につき)

1 メタルコア

- (1) 大白歯 46 点
- (2) 小白歯・前歯 29 点

2 その他

- (1) 大白歯 32 点
- (2) 小白歯・前歯 21 点

M005 装着

1 歯冠修復物 (1 個につき)

- (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16 点
- (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点
- (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ 4 点

2 仮着 (1 歯につき)

4 点

3 副子の装着の場合 (1 歯につき)

- (1) 歯科用合着・接着材料Ⅰ 16 点
- (2) 歯科用合着・接着材料Ⅱ 12 点
- (3) 歯科用合着・接着材料Ⅲ又は歯科充填用即時硬化レジン 4 点

M009 充填 (1 窩洞につき)

[金属小釘を使用した場合は次の材料料と金属小釘料との合計により算定する。]

1 銀錫アマルガム

- (1) 単純なもの 13 点
- (2) 複雑なもの 28 点

2 歯科充填用材料 Ⅰ

- (1) 単純なもの 11 点
- (2) 複雑なもの 28 点

注 クリアフィルCRインレー、パルフィークインレー、ケルツァーインレーCSセット、スリーエムレジニンインレーシステム、ベルフィールインレー、ライトフィルCRインレーを用いて、インレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

3 歯科充填用材料 Ⅱ

- (1) 単純なもの 5 点
- (2) 複雑なもの 11 点

注 SR-イソシットインレーを用いてインレー修復の単純なものを行った場合の保険医療材料は(2)により、インレー修復の複雑なものを行った場合の保険医療材料は(1)及び(2)を合算し算定する。

4 歯科充填用材料 Ⅲ

2 点

M010 鑄造歯冠修復 (1 個につき)

1 14カラット金合金

- (1) インレー  
複雑なもの 426 点
- (2) 4分の3冠 533 点

2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	96点
b 複雑なもの	178点
ロ 5分の4冠	224点
ハ 全部鑄造冠	282点

(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	66点
b 複雑なもの	130点
ロ 4分の3冠	161点
ハ 5分の4冠	161点
ニ 全部鑄造冠	202点

### 3 鑄造用ニッケルクロム合金

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 5分の4冠	8点
ハ 全部鑄造冠	10点

(2) 小臼歯・前歯	
イ インレー	
a 単純なもの	4点
b 複雑なもの	4点
ロ 4分の3冠	6点
ハ 5分の4冠	6点
ニ 全部鑄造冠	8点

### 4 銀合金

(1) 大臼歯	
イ インレー	
a 単純なもの	12点
b 複雑なもの	22点
ロ 5分の4冠	28点
ハ 全部鑄造冠	34点

(2) 小臼歯・前歯・乳歯	
イ インレー	
a 単純なもの	8点
b 複雑なもの	16点
ロ 4分の3冠 (乳歯を除く。)	20点
ハ 5分の4冠 (乳歯を除く。)	20点
ニ 全部鑄造冠	25点

### M011 前装鑄造冠 (1歯につき)

1 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	252点
2 鑄造用ニッケルクロム合金を用いた場合	17点
3 銀合金を用いた場合	56点

M014	ジャケット冠 (1歯につき)	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	1 歯につき	2 点
M015	硬質レジンジャケット冠 (1歯につき)	
	1 歯冠用加熱重合硬質レジン	8 点
	2 歯冠用光重合硬質レジン	213 点
M016	乳歯金属冠 (1歯につき)	29 点
M017	ポンティック (ダミー) (1歯につき)	
	1 鑄造ポンティック (ダミー)	
	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
	イ 大白歯	325 点
	ロ 小白歯	245 点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	大白歯・小白歯	30 点
	2 金属裏装ポンティック (ダミー)	
	[次の材料料 (金属材料料とレジン材料料を含む。) と人工歯料との合計により算定する。]	
	(1) 14カラット金合金	400 点
	(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
	イ 前歯	132 点
	ロ 小白歯	166 点
	(3) 銀合金又はニッケルクロム合金	
	前歯・小白歯	20 点
	3 前装鑄造ポンティック (ダミー)	
	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	195 点
	(2) 銀合金又はニッケルクロム合金を用いた場合	38 点
M018	有床義歯	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	1 局部義歯 (1床につき)	
	(1) 1 歯から4 歯まで	2 点
	(2) 5 歯から8 歯まで	3 点
	(3) 9 歯から11 歯まで	5 点
	(4) 12 歯から14 歯まで	8 点
	2 総義歯 (1顎につき)	10 点
M019	熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき)	
	[次の材料料と人工歯料との合計により算定する。]	
	熱可塑性樹脂有床義歯 (1床につき)	48 点
M020	鑄造鉤 (1個につき)	
	1 14カラット金合金	
	(1) 双歯鉤	
	イ 大・小白歯	637 点
	ロ 犬歯・小白歯	518 点
	(2) 両翼鉤 (レストつき)	
	イ 大白歯	518 点
	ロ 犬歯・小白歯	398 点
	ハ 前歯 (切歯)	306 点

2	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1)	双歯鉤	
	イ 大・小白歯	260点
	ロ 犬歯・小白歯	203点
(2)	両翼鉤 (レストつき)	
	イ 大白歯	178点
	ロ 犬歯・小白歯	155点
	ハ 前歯 (切歯)	144点
3	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	5点
M021	線鉤 (1個につき)	
1	不銹鋼及び特殊鋼	10点
2	14カラット金合金	
(1)	双歯鉤	459点
(2)	両翼鉤 (レストつき)	355点
M022	フック、スパー (1個につき)	
	不銹鋼及び特殊鋼	7点
M023	バー (1個につき)	
1	鑄造バー	
(1)	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	417点
(2)	鑄造用ニッケルクロム合金、鑄造用コバルトクロム合金	19点
2	屈曲バー	
(1)	不銹鋼及び特殊鋼	46点
(2)	金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
	イ パラタルバー	707点
	ロ リンガルバー	664点

(参考)

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部改正に伴う特定保険医療材料料（使用歯科材料料）の算定について」の一部改正について

(傍線の部分は改正部分)

改正後	現 行
(別紙1) 材料料 M010 鋳造歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>426点</u> (2) 4分の3冠 <u>533点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>96点</u> b 複雑なもの <u>173点</u> ロ 5分の4冠 <u>224点</u> ハ 全部鋳造冠 <u>282点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>66点</u> b 複雑なもの <u>130点</u> ロ 4分の3冠 <u>161点</u> ハ 5分の4冠 <u>161点</u> ニ 全部鋳造冠 <u>202点</u> 3～4 (略) M011 前装鋳造冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 <u>252点</u> 2～3 (略) M017 ボンティック（ダミー）（1歯につき） 1 鋳造ボンティック（ダミー） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 <u>325点</u> ロ 小臼歯 <u>245点</u> (2) (略) 2 金属裏装ボンティック（ダミー） [次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。]	(別紙1) 材料料 M010 鋳造歯冠修復（1個につき） 1 14カラット金合金 (1) インレー 複雑なもの <u>374点</u> (2) 4分の3冠 <u>467点</u> 2 金銀パラジウム合金（金12%以上） (1) 大白歯 イ インレー a 単純なもの <u>74点</u> b 複雑なもの <u>136点</u> ロ 5分の4冠 <u>173点</u> ハ 全部鋳造冠 <u>218点</u> (2) 小臼歯・前歯 イ インレー a 単純なもの <u>51点</u> b 複雑なもの <u>101点</u> ロ 4分の3冠 <u>124点</u> ハ 5分の4冠 <u>124点</u> ニ 全部鋳造冠 <u>156点</u> 3～4 (略) M011 前装鋳造冠（1歯につき） 1 金銀パラジウム合金（金12%以上）を用いた場合 <u>194点</u> 2～3 (略) M017 ボンティック（ダミー）（1歯につき） 1 鋳造ボンティック（ダミー） (1) 金銀パラジウム合金（金12%以上） イ 大白歯 <u>251点</u> ロ 小臼歯 <u>189点</u> (2) (略) 2 金属裏装ボンティック（ダミー） [次の材料料（金属材料料とレジン材料料を含む。）と人工歯料との合計により算定する。]

(1) 14カラット金合金	400点	(1) 14カラット金合金	351点
(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
イ 前歯	132点	イ 前歯	102点
ロ 小臼歯	166点	ロ 小臼歯	128点
(3) (略)		(3) (略)	
3 前装鋳造ボンティック (ダミー)		3 前装鋳造ボンティック (ダミー)	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	195点	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上) を用いた場合	151点
(2) (略)		(2) (略)	
M020 鋳造鉤 (1個につき)		M020 鋳造鉤 (1個につき)	
1 14カラット金合金		1 14カラット金合金	
(1) 双歯鉤		(1) 双歯鉤	
イ 大・小臼歯	637点	イ 大・小臼歯	569点
ロ 犬歯・小臼歯	518点	ロ 犬歯・小臼歯	463点
(2) 両翼鉤 (レストつき)		(2) 両翼鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	518点	イ 大白歯	463点
ロ 犬歯・小臼歯	398点	ロ 犬歯・小臼歯	355点
ハ 前歯 (切歯)	306点	ハ 前歯 (切歯)	274点
2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		2 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
(1) 双歯鉤		(1) 双歯鉤	
イ 大・小臼歯	260点	イ 大・小臼歯	201点
ロ 犬歯・小臼歯	203点	ロ 犬歯・小臼歯	157点
(2) 両翼鉤 (レストつき)		(2) 両翼鉤 (レストつき)	
イ 大白歯	178点	イ 大白歯	133点
ロ 犬歯・小臼歯	155点	ロ 犬歯・小臼歯	120点
ハ 前歯 (切歯)	144点	ハ 前歯 (切歯)	111点
3 (略)		3 (略)	
M021 線鉤 (1個につき)		M021 線鉤 (1個につき)	
1 (略)		1 (略)	
2 14カラット金合金		2 14カラット金合金	
(1) 双歯鉤	459点	(1) 双歯鉤	427点
(2) 両翼鉤 (レストつき)	355点	(2) 両翼鉤 (レストつき)	330点
M023 バー (1個につき)		M023 バー (1個につき)	
1 鋳造バー		1 鋳造バー	
(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	417点	(1) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	322点
(2) (略)		(2) (略)	
2 屈曲バー		2 屈曲バー	
(1) (略)		(1) (略)	
(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)		(2) 金銀パラジウム合金 (金12%以上)	
イ パラタルバー	707点	イ パラタルバー	542点
ロ リンガルバー	664点	ロ リンガルバー	493点